



栃木県公報

平成31(2019)年
4月1日(月)
号 外
第 26 号

目 次

公 告

- 食品衛生管理者の養成施設の登録の取消..... 1
- 食品衛生監視員の養成施設の登録の取消..... 1

公 告

○食品衛生管理者の養成施設の登録の取消

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第18条の規定により食品衛生管理者の養成施設の登録を取り消したので、同令第20条第3号の規定により公示する。

平成31（2019）年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

養成施設の名称	養成施設の所在地	取消年月日
宇都宮大学農学部生物生産科学科食品衛生コース	宇都宮市峰町350番地	平成31（2019）年3月31日

○食品衛生監視員の養成施設の登録の取消

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第2項で準用する同令第18条の規定により食品衛生監視員の養成施設の登録を取り消したので、同令第9条第2項で準用する同令第20条第3号の規定により公示する。

平成31（2019）年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

養成施設の名称	養成施設の所在地	取消年月日
宇都宮大学農学部生物生産科学科食品衛生コース	宇都宮市峰町350番地	平成31（2019）年3月31日

(生活衛生課)